

令和4年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和4年9月2日 午前10時00分 開会
午後 0時37分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	西川育子	教育部理事	板橋行則
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	吉井忠
代表監査委員	宅康次		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 5番 杉本訓規

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第45号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 報第5号 令和3年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報第6号 令和3年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 認第1号 令和3年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第7 認第2号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第3号 令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第4号 令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第5号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第6号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第7号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第8号 令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 認第9号 令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議第46号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第47号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第48号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第49号 和解することについて
- 日程第19 議第50号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第20 議第51号 令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第21 議第52号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和4年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和4年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用中の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第21までの19件であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例の一部改正の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果についての報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

また、教育委員会教育長より教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。既に議員各位に配付いたしておりますので、ご報告といたします。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております2件でございます。所管において、取扱いについてご協議いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が1件、報告案件が2件、認定案件が9件、議決案件が7件、合わせて19件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

川村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、坂本剛司議員、5番、杉本訓規議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 皆さん、おはようございます。令和4年第3回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る8月24日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第45号につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、報第5号と日程第5、報第6号の2件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第6、認第1号から日程第14、認第9号までの決算認定9議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第15、議第46号から日程第17、議第48号までの条例の一部改正3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、3議案全て総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第18、議第49号の和解することにつきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第19、議第50号から日程第21、議第52号までの補正予算3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、調整を図って、委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日9月2日から9月22日までの21日間とし、6日午前10時より本会議、一般質問を行います。7日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。8日午前9時30分より総務建設常任委員会、9日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。総務建設常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査を、厚生文教常任委員会におかれましては、所管事項の調査をお願いいたします。12日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。14日、15日、16日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催願います。20日と21日は予備日といたします。22日午前10時より本

会議を再開し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託をされました議案につきまして、各委員長より審査結果についてご報告願、質疑、討論の後、採決まで行います。会期日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しているとおりでございます。所管においてご協議をお願い申し上げます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間を含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川村議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日2日から22日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日2日から22日までの21日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおりに行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第45号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第45号につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の木田尚正氏が本年5月31日付をもって辞任されたことに伴い、新たに小谷剛紹氏を推薦いたしたく提案するものでございます。小谷氏は人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり適任と認めることと決定いたしました。

次に、日程第4、報第5号、令和3年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第5、報第6号、令和3年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本案につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第5号及び報第6号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第5号、令和3年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率について、ご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率及び2つ目の比率である連結実質赤字比率につきましては、本市におきまして、実質赤字額及び連結実質赤字額はございません。3つ目の比率である実質公債費比率、本市の場合、令和元年度、令和2年度、令和3年度の3か年平均で9.0%であり、これは早期健全化基準である25%を下回っております。4つ目の比率である将来負担比率、本市の場合、38.6%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っております。

このように、令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階であると判断されるものでございます。

次に、報第6号、令和3年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県営水道の受水費等の未払金を含む流動負債1億9,100万4,163円に対しまして、現金・預金等の流動資産は16億7,703万5,597円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたし

ておりません。また、下水道事業会計の資金不足比率につきましては、一時借入金等の流動負債が5,259万3,272円に対しまして、現金・預金等の流動資産は9,758万6,441円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

川村議長 次に、監査委員より、報第5号及び報第6号の葛城市財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次委員。どうぞ。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和3年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告します。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果です。審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類は適正に作成されているものと認められました。

葛城市におきましては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や将来負担比率など4項目の指標、そして、公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準をクリアしている健全な財政状況となっております。しかしながら、財務指標の一部で前年度より悪化しているものもあり、財政が硬直化していることに変わりはなく、更なる歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要と考えられます。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努めていただきたいです。また、新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進していただきたい。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく藤井本浩。

以上でございます。

川村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、認第1号から日程第14、認第9号までの決算認定9議案を一括議題といたします。

本9議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第9号までの9議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、令和3年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は177億4,155万8,585円で、予算現額に対する収入率は94.8%でございます。また、歳出決算額は169億7,718万2,215円で、予算現額に対する執行率は90.7%となっております。歳入歳出差引残額は7億6,437万6,370円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,805万5,033円を差し引いた実質収支額は7億1,632万1,337円でございます。

次に、認第2号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は39億6,077万282円で、予算現額に対する収入率は97.8%でございます。また、歳出決算額は38億9,934万5,428円で、予算現額に対する執行率は96.3%となっております。歳入歳出差引残額は6,142万4,854円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第3号、令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は31億4,440万3,418円で、予算現額に対する収入率は93.3%でございます。また、歳出決算額は30億156万3,862円で、予算現額に対する執行率は89%となっております。歳入歳出差引残額は1億4,283万9,556円で、実質収支額も同額でございます。一方、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額はともに2,318万3,322円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに84.9%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億8,441万7,714円で、予算現額に対する収入率は99.2%でございます。また、歳出決算額は3億8,402万6,264円で、予算現額に対する執行率は99.1%となっております。歳入歳出差引残額は39万1,450円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,226万9,020円で、予算現額に対する収入率は62.3%でございます。また、歳出決算額は1,124万2,590円で、予算現額に対する執行率は57.1%となっております。歳入歳出差引残額は102万6,430円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,454万7,774円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに80.4%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は5億979万2,639円で、予算現額に対する収入率は99.7%でございます。また、歳出決算額は5億905万4,039円で、予算現額に対する執行率は99.5%となっております。歳入歳出差引残額は73万8,600円で、実質収支額も同額となっております。

次に、認第8号、令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては、8億1,193万4,481円でございます。予算現額に対する収入率は104.4%でございます。一方、水道事業費用は6億4,473万3,112円でございます。予算現額に対する執行率は94.7%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1億

3,663万3,847円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は1,009万9,029円でございます。一方、支出額は3億3,934万5,135円でございます。予算現額に対する収入率は17.2%であります。一方、支出額は3億3,934万5,135円でございます。予算現額に対する執行率は83.1%となっております。この資本的収支における3億2,924万6,106円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんをいたしました。

最後に、認第9号、令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の下水道事業収益につきましては12億4,441万1,524円で、予算現額に対する収入率は100.1%でございます。一方、下水道事業費用は11億9,297万842円で、予算現額に対する執行率は99%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は4,606万2,222円でございます。

また、資本的収支につきましては、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額を含めた収入額は4億7,022万2,000円で、予算現額に対する収入率は97.8%でございます。一方、地方公営企業法第26条の規定による繰越額を含めた支出額は8億9,385万8,667円で、予算現額に対する執行率は98.3%となっております。この資本的収支における4億2,363万6,667円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金処分額で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

川村議長 次に、監査委員より、認第1号から認第9号まで、以上9議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次委員。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和3年度葛城市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査結果について報告します。

本年度の審査につきましては、内部統制も包含するものとして、令和2年4月に制定した監査基準に基づき、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ経済性、効率性が適正に行われているか判断しました。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、併せて必要に応じて関係職員から説明を求め、審査を実施しました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

また、令和3年度も新型コロナウイルス対策事業が多岐にわたり、職員におかれましては事業執行にかなりの労力を費やされたと思いますが、以下に述べる点については、検討を要

するものや課題として、今後、必要かつ適正な措置を講じていただくよう要望します。

選挙事務の見直しについて。

さきの参議院議員通常選挙では投票者総数の46.6%が期日前投票者で、年々その比率が増加しています。全体の投票率が微増ないし減少傾向にあり、投票日当日の投票者は減少していますが、投票所は旧町時代の31か所を踏襲していますので、業務効率が低下していると考えられます。選挙権が18歳に引き下げられたことでもあり、若者にとって利便性の高い投票所の追加や、また高齢者には移動投票所の導入を進めるなどして、既存の投票所の見直しを選挙管理委員会で進めていただきたい。

保育所待機児童対策と保育料の未納対策について。

待機児童問題については、積極的な施策が講じられましたが、保育士の確保が困難な状況が続いていて、保育所に入所したくても入所できない待機児童が発生しています。待機児童ゼロを目指すためにも、現在保育所で働いている保育士の負担軽減が必要であり、保育補助員の活用を検討いただきたい。また、令和元年度にも講評させていただきましたが、保育料の未納額が年々累積しており、早急に適正な事務処理を行うなど、不公平感のない対策を講じていただきたい。

敬老年金等の見直しについて。

市単独事業である敬老年金は、当市では定着している制度であり、高齢者から高く評価されているものと受け止めています。しかしながら、これまでも講評させていただいていますが、あと6年程度で年間の負担額が1億円を超えるものと推定されます。さらに、その数年後には団塊の世代が加わることで加速的に財政負担が大きくなり、この制度そのものが存続できるかどうかさえ懸念されます。現在、年間約8,300万円の支給総額となっていますが、この制度を安定的に維持するためには、少なくともこのレベルを維持するか、あるいは圧縮するような施策、例えば対象年齢や金額の変更、総額管理、所得制限等の検討を進めていただきたい。加えて、同じく市単独事業として、心身障害者介助慰労金や重度心身障害者等福祉年金などがありますが、国としての福祉施策が充実している中でもあり、調和のとれた福祉施策を進めていただきたい。

尺土駅前周辺整備事業並びに国鉄・坊城線整備事業について。

今年度で尺土駅前周辺整備事業は事業開始後14年度目に、国鉄・坊城線整備事業は同じく12年度目に入ります。工事が長引くことにより、利用住民の不便さに加え、関係者への補償費など経費の増加にもつながります。そのため、早期完了に向けて最大限努力いただきたい。

下水道料金のあり方について。

令和2年度から下水道事業が公営企業会計に移行し、その経営状況が分かりやすくなりました。料金水準の妥当性を示す経費回収率は54.8%で、類似団体の平均値94.7%を大きく下回っています。これは、事業費用の多くを他会計補助金で賄っていることがうかがえ、独立会計としてのあり方について検討いただきたい。

最後に、財政健全化について。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額の実質収支は黒字ですが、3か年

平均の財政力指数については0.51で、前年度と比較して0.01ポイントの低下。経常収支比率については93.9%で、前年度と比較して4.0ポイントの改善が見られますが、財政が硬直化していることに変わりはないと言えます。そして、財政健全化及び経営健全化に係る4つの健全化判断比率や公営企業の資金不足比率のいずれの指標の値も早期健全化並びに経営健全化基準をクリアしており、健全の範囲内ではありますが、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取組を進めていただきたい。また、財政調整基金は、厳しい財政状況の中でも約4,500万円の積み増しが行われていますが、財政基盤強化に向けて継続的に取り組んでいただきたい。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく藤井本浩。

以上でございます。

川村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。これより質疑に入りますが、本9議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号から認第9号までの9議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第9号までの9議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては、追ってご連絡をいたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時15分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、杉本訓規議員、同じく副委員長、奥本佳史議員、以上です。

次に、日程第15、議第46号から日程第17、議第48号までの条例の一部改正3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第46号から議第48号までの3議案につきまして、一括して提

案理由を申し上げます。

最初に、議第46号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に係る公営に要する経費の限度額が引き上げられたために、本条例を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、選挙運動用自動車の借入れ及び燃料供給の1日当たりの公営負担限度額を改正するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第47号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に関しまして、地方公務員法第24条第4項の均衡原則に基づき、国家公務員と同様の措置を行うため、本条例を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等ございまして、その他所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年10月1日でございます。

最後に、議第48号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、市民税、たばこ税及び固定資産税について所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市民税では、住宅借入金等特別税額控除の延長等規定の整備を行うものでございます。たばこ税では、加熱式たばこについての段階的な税率の引上げ及び課税方式の見直しに伴う改正で、本年10月1日から施行するものでございます。固定資産税では、わがまち特例に係る規定の整備で、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

川村議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3議案については総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第49号、和解することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

(西井議員退席)

阿古市長 ただいま議題となりました議第49号、和解することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、交付金の交付団体である加守地域保全向上委員会が農地・水保全管理支払交付金並びに多面的機能支払交付金として、平成19年度から平成28年度まで交付を受けておりましたが、交付金の一部について、同委員会及びその代表者であった補助参加人に

対して、不当利得返還請求ないしは損害賠償請求することを本市に対して求める住民訴訟でございませぬ。本年4月28日、裁判所からの最終和解案の提示があり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございませぬ。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませぬか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 よろしくお願ひします。議第49号、和解することについての議案について3点ほど質問いたします。

この議案は総務建設常任委員会に後ほど付託されて、審査されるということになると思ひますが、私はその常任委員会に入っておりませぬので、疑問に思ふところをこの場で質疑させていただきたいと思ひます。先ほど紹介がありましたように、この和解は加守地域保全向上委員会に対して、平成19年度から平成28年度まで交付された計739万円余りの交付金について、団体の代表を務めた西井覚議員らによる不適切な会計処理の疑いがあったとして、加守地区の5人の住民の方々が葛城市長を相手取って、西井氏と加守地域保全向上委員会に交付金を返還させることなどを求める訴訟、これに対する和解案というふうに入解してあります。

質問の1点でありますけれども、この和解案の要旨には、補助参加人西井氏は利害関係人加守地域保全向上委員会に対し、損害賠償金として244万円の支払義務があることを認めるとあります。その金員は、加守地域保全向上委員会が、それに基づいて加守地域保全向上委員会は葛城市に244万円を払って、葛城市は更にその金員の4分の3、つまり国、県の交付金支給割合に応じた金額に当たる183万円を支払うというふうに入解にはなっているんですね。つまり交付金事業ですから、結局国のほうに、あるいは県のほうに返していくということであろうと思ひます。そこで、今回の和解は解決金とか和解金ではございませぬ。この間、道の駅かつらぎ建設事業の訴訟に関連して、和解案件が何度も議会に出てまいりました。和解案件といつても第17条決定というもう少し強い裁判所からの勧めでありましたけれども、いづれも解決金というふうな形での和解金だったんですね。ところが今回は、損害賠償金として244万円支払うとなっておりますので、この内訳ですね、何に対する損害が、この244万円として返還を求めることになったのか、その内訳をお伺ひしたいんです。と申しますのは、ちょっと補足しておきますけれども、この訴状、相手方の住民方の訴状の要旨を見ますと、今日ちょっと配っていただいたものがありますので、その中に訴状の概要についてというまとめがあつて、そこで疑義の指摘事項ということで、多分これをもって訴訟が争われたと想定されるわけですが、そこには、①草刈刃、飲み物代、タオル、手袋等を活動参加者数を大幅に超える数量を支出していること、また、これら物品が活動に参加した人に配付されていない。②上記の物品について、西井氏が経営する商店で大量に購入されており、支出の客観的な裏付けはないに等しい。③日当、軽トラック使用料、役員報酬について領収書が添付されていない年度がある。また、受領した者がいない。④「上田商店」「長谷川商行」「中

原建材」といった実在が確認できない商店で多数の物品を購入しており、その領収書についても、住所や代表者の記載がなく、領収書の筆跡がいずれも酷似しており、同一人物により偽造されたものである。⑤加守区及び加守土地改良区にそれぞれ130万円と100万円を寄附しているが、それらの金員は、上記の違法行為によってプールされたものである。⑥活動報告書類として活動写真の提出をしているが、土地改良区にて実施した活動を加守地域保全向上委員会の活動として報告していること、また、同じ写真が各年度の報告書類において使い回しされている。7番目として、葛城市は加守地域保全向上委員会に指導や助言を行う立場であったにもかかわらず、活動組織の異常な実態に対して、適切な指導や助言を怠っていると。これが相手方の訴えのポイントなんですね。これを巡って争われたわけです。したがって、今、例えば領収書の件、支払い実態がない件、いろいろ相手方はこれを巡って多分裁判が争われたんだと思うんですけども、その結果の和解としてこの244万円がどういう内訳なのか、どの部分に当たるのか。そもそものこの244万円が適正な和解金なのか、これ分からないんです。これでは判断のしようがありませんから、この点についてちょっと内訳がどうなっているかということについて伺います。

2つ目ですけれども、和解案の要旨に、被告市長は、本件各交付金の使途に関し、利害関係人加守地域保全向上委員会から一部事実と異なる内容を記載した実施状況報告が提出されたことを、利害関係人葛城市において点検で気付かなかった事態につき、ここに遺憾の意を表し、その原因を調査すると書いてあります。そこで、この一部事実と異なる内容を記載した実施状況報告書とあるんですが、それはどのようなものなのか。つまり、添付すべき領収書がなかった、この先ほどありましたけれども、訴訟で争われているようなことなのか。つまり、この事実と異なる内容を記載した実施状況報告書というのは、この損害賠償金の支払いと、その根拠になっているものなのか、このことについてお伺いいたします。

3点目ですけれども、この加守地域保全向上委員会による不適正な実施状況報告書は、阿古市長の前の市長の時代に提出されてきたものです。平成28年度までですからね。しかし、平成30年度の6月定例会で、この住民の方々が議員に、不正があるということでそれぞれの議員にその書類をもって郵送されたということがありまして、一般質問である議員が取り上げられました。その当時、副市長が、そのことについては確認いたしますというふうに答弁しております。阿古市長はその席におられましたのでご存じだと思うんですけども、葛城市はその後内部調査をしております。その調査結果に基づいて、国のほうには、あるいは県のほうには、不適正な事務はあったけれども不正はなかったということを報告しているようです。そうすると今回の和解案と矛盾することになるわけですね。実際に和解して認めるという内容になっていると思いますので。このことについて、私は、この住民監査請求を起こされた住民の方々に対して、市として、この和解案を結ぶに当たって、市長、特に被告は市長ですから、どういうご認識を持っておられるかということをお聞きしたいんです。と申しますのは、住民訴訟というのは、これ損害賠償金244万円、和解したとしても、住民訴訟を起こされた5人の方の懐に入るわけじゃないんです。むしろこの住民訴訟を起こされた方は、裁判費用、これ和解案を見ますと双方が持つとなっていますから、裁判費用等、弁護士費用

も含めてご負担しておられるわけなんですね。することになるわけですが、この和解案では、私ね、そういうふうな負担をかけて行政を正す、そういうことの結果がこの和解になるとすれば、もっと私は市として、恐らく市長にも相談があったんじゃないかと思いますよ。こういうことについて問題があるということについて住民からね。私は市自らが調査をし、そして必要な措置を取る。補助金の返還を加守地域保全向上委員会に求める。そうすれば、住民にこんな負担をかけなかったわけですから。こういう和解結果になるんだったら、私は市として、これら住民に申し上げることがあるだろうと。市長としてですね。と思いますので、市長のご認識をこの和解に、こういう和解を結ぶことについてのご認識をお伺いしたい、この以上3点お願いします。

川村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。私のほうから谷原議員の1問目、それから2問目の問いに対しまして、ご答弁させていただきたいと考えております。

まず、1問目、和解条項の内容、文言については、裁判官が裁判での証言、証拠を基に訴訟の当事者である要望も斟酌し、提示されたものであるため、その内容の全てを解明することはできません。損害賠償金という文言については、原告の意向が強く反映した箇所がございます。また、原告の訴状においては、活動組織並びに補助参加人が交付金を違法にプールしているとして訴えられておられますが、裁判所での訴訟では、交付金を違法にプールしていたことについてまでの認定はございません。244万円という金額は、裁判官が証言を聞き、証拠を検討した結果、裁判官による総合的な判断として、内訳や名目を明示せずに、この金額での和解を勧誘しているものであります。

続きまして、2問目の本記載は、補助参加人が支払う損害賠償金にも関わるものでございます。また本記載には、ご指摘のあった領収書の不備も含まれております。加えて、平成24年度以降、規約において活動組織内での総会の開催を義務付けておりますが、実際は一度も開催されていなかったにもかかわらず、各年度実施したとして報告していたこと。報告書に添付されている領収書では役員らが受け取ったとされている日当や軽自動車の使用料等の一部に事実と異なる点があったことについてでございます。

以上でございます。

川村議長 3つ目の質問ですが、阿古市長のご認識ということですが。

阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。ずっとお聞きしてて、もう数年前の話になりますので、いろいろちょっと思い浮かべてたんですけども、ここの和解の案の中の、実は5番目の項目に関わるところが、特にその当時の判断のあるべき姿に対する、現政権の時代の話ではございますけども、行政としてあるべき姿を裁判所が言っているのだというように感じております。この項目につきましては、そのとおりを受け入れたいと感じております。本交付金事業等における同様の事象が今後起こらないように、まずは職員一同が再発防止等に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 今の最初の質問ですけれども、要は244万円の損害賠償金の内訳については、はっきりできないと。これは裁判所の提示ですし、総合的判断だということでした。けれど、これは、我々は議員ですから、議員の仕事は行政の執行状態等を点検する、これが大きな任務なわけです。そうすると、この裁判所の和解を行政が受け入れてですよ、これはどうやって国に返すんですか。どういう名目で返すんですか。これちょっとよく分からないんです。と申しますのはね、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがあって、これは時効は5年ですから、今回の場合はこれは5年過ぎていますのであれですけれども、明確に虚偽申請、あるいは目的外の使用、これに対して金額も明示されて返すわけです。どこに不正があったか、どこに補助金交付について違反事項があったか。これを明示してその金額を返すわけですよ。道の駅かつらぎ建設事業でもそういうことがありました。これ全て計算、根拠も出して、返すわけです。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、違反事項があれば。ところが、それが5年のあれがあったから民事裁判になった。民事裁判になった途端に、もう総合的判断ということで、こういう金額になると。私としては、ちょっと受け入れがたいというか、何が問題だったかということが分からない和解になるんじゃないかと。どこに問題があるかということが分からない金額になるのではないかと。このように大変懸念するわけでありまして。これについては裁判所の和解の判断なので、これについては、もう金額内訳分からないということで了解いたしました。

2つ目のことですけれども、この一部事実と異なる内容を記載した実施状況報告書というものがあると、領収書の件も含めてですね。それについては、私はこれは議会を出していただきたいというふうに思うんです。一体どういうことがあったかですね。これは今後の問題なんです、議会としてのね。どういう不適正な報告書を当時行政が認めたのかということも含めて、これちょっと総務建設常任委員会の審査で、それら資料を提出していただけるのかどうか。ぜひ提出していただきたいと思うんですが、この点についての答弁を求めたいと思います。

それから、最後に市長のほうにちょっとお聞きしたのは、住民の訴訟を起こされた方に対する何かお言葉がないかなというふうに私は考えておりました。けれど和解の後のところ、つまり原因を調査していくということですね。当時どういうことがあったか、再発防止も含めてその原因を調査するということではしょうけれども、この調査については、ぜひ議会にも報告していただきたいし、さらには、住民訴訟を起こされた当事者の方、この方は市民でありますけれども、こうあって本当に身銭を切って、行政の不正を正すということでやられた方々に、実際にどういうことがあったか、これを原因調査するということから、それについてはしっかりと報告をしていただきたいというふうに思っております。

ちょっとこれも補足ですけれども、内部調査の限界というのが、当時先ほどありました一般質問で副市長が確認すると、当時報告書が作られております。私、その報告書を持っております。これはある市民の方が、情報開示請求、情報公開をされまして、当初それは拒否され

ていましたけど、情報公開及び個人情報保護審査会にかけられて、1年かけてこれ公開されたんです。私、市民の方からそれいただきました。それは内部調査です。驚くべきようなことが書いてありましたよ。つまり、加守地区については全く書類が揃えられないので、当時の部長、担当課の部長が作成しているわけですよ。そういう部長の下で内部調査ですから、当事者の加守地区の住民の方にも話を聞いているわけじゃない。内部調査でそんなことやっているわけです。その結果不正はなかったと、不適正な事務はあってもね。国のほうには支払いしないということなんでしょうけれども、当時はね。でもそれは、私としては、報告書としては本当に不備な報告書を作ったもんだなど。結局和解でこういう判決、和解が裁判所から示されているわけですから。だからこの報告書についても、本当にしっかりした報告書を作っていただきたい。それについては、議会でも審議できる機会を設けてほしいし、かつ最終的には住民の方にもお示しいただきたいと思いますが、この点について、市長のお考えをお伺いします。

川村議長 まず、早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。再度の、240万円の事実と異なる点があったという部分について、総務建設常任委員会に資料の提出ということでございます。それにつきまして、当然、うちの農林課の職員も、今回の民事裁判のほうにも常に出席させていただいております。その中で244万円については、証人尋問において役員報酬、日当、役員が作業に提供した軽自動車のリース料を西井氏がまとめてプールしており、役員での懇親会や懇親旅行で使用した分の残りであると西井氏が証言されているということがありまして、そういうことも、裁判の中で勘案された中での金員ではないかなと考えております。

川村議長 阿古市長には2回目の質問ですけれども。

阿古市長。

阿古市長 頭の中整理してなかったもので、申し訳ないです。

まず、訴訟を起こされました市民の皆さん方に対しましては、本当に何と申しますか、その当時のことを考えますと胸がちょっと痛く感じております。その当時にそのままストレートな形で解決ができたならよかったですけれども、行政内部の、やはり統制の中でいろいろ手続上の問題がありましたのでね、いろいろと調査をしたものの、最終的には解決のところまで行けなかったというのが正直な気持ちでございます。その部分につきまして、住民皆さんがそのような形で訴訟を起こされましたことに対しましては、本当に申し訳なかったなという思いがございます。ただ、今回の訴訟の最終的な和解案の受入れにつきましては、この訴訟自体を長引かせるということはあるとはいけないという思いがございます。ただ、和解の内容が、裁判所との和解の内容が、住民の皆さん方にとってのある種、一定の理解がいただける内容になっているのかなという思いもございましての最終的な決断でございます。残念な事象ではございましたけども、今後このようなことがないように、とにかく今の行政としては努めてまいりたいという思いでございます。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 3回目で言いつ放しになりますけれども、市長、ありがとうございます。ぜひ、再びそういうことがないように、ぜひご努力いただきたいと思います。

先ほど早田部長のほうからの答弁ですけれども、役員手当、それから軽トラックの借り上げ、これら役員に支払われたものをプールして、それをいろんなところにも使うということで、了解を得て、そういうプールしていたということなんだろうと思うんですが、それでしたら、そのお金を返すというのは幾ら何でもおかしいことでありましてね。実際に役務をしてはる。借り上げている。じゃあ、このプールされたお金はその方たちに返すべきじゃないですか、支払うべきじゃないですか。何で国に返すんですか。国だって困るでしょう。ということはね、受取領収書、受取り、これが不備なんじゃないですか。私も見ましたけれど、同じ筆跡ですよ、全員が。判こも三文判で、姓が同じだったら同じ印鑑が使われている。そういう書類を出してくださいって言っているんです、私。でないと、何でこの244万円が損害賠償金として支払われた根拠になっているのか分からないんですよ。だから、そういう資料を出してくださいということ先ほど申し上げたわけですから、もうこれは言いつ放しです、ぜひその資料を総務建設常任委員会に出していただきたいと。議長、総務建設常任委員会の委員長にも取り計らいをよろしくお願いします。

以上をもって終わります。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

早かったので奥本議員。

奥本議員 私から1点だけお願いしたいと思います。先ほど谷原議員の質問の中でちょっと明らかになったことなんですけども、この交付金の書類作成を原課のほうで代筆したと、でいいんかな、代わりに書いたということでしたけども、そもそもやはりこの交付金の関わる場所、申請であるとか報告というのは、その申請者のほうでやるべきことなので、まずそこが根本的におかしいんですよ。交付金に対して、どういう使われ方をしたか。先ほどの谷原議員の質問でありましたけども、そもそもは役務の対価として支払われるべきものがプールされているのであれば、そこのチェックをやっぴりやらんと駄目と。書類書いてやっているのであれば、そこをちゃんとこのとおりに使われているかというのを確認しないといけない。もうそれははっきり言って、もう原課がこの行為に対して加担しているって、言葉悪いですけど、なってしまいうんですよ。私が言いたいのは、この5番のところ、24ページの5番のところ、先ほど市長もおっしゃいましたけども、今後こういうことは起こらないようにということなんですけども、具体的にそれをどうするか、どういうチェック体制でいくのか。そういう原課が手伝うとかということが行われないうちにはどうするのか、あるいはやるのであればどこまでを許すのか、そういう具体的な方策というのを示していかないと、気をつけますであるとか、指導監督を一層励行するというそういう総花的な表現じゃなくて、具体的なことをどう取り組んでいくか、どうそれを徹底させていくか。代が替わったら、それがまた失われてしまっちは困るので、そこをやっぴりチェックする体制をずっと引き継いでいくためにはどうするか、そこを示していただきたい。この辺りも総務建設常任委員会のほうでのやり取りになるとと思いますので、この場でお答えはもう結構ですけども、それちょっとお願いとして申

し上げておきます。必ずその具体的な、今後それを防止するためのところまでお願いしたい
と思いますので、それだけ言っておきます。

川村議長 まあ質疑なので……。

奥本議員 それで、答えてもらってよろしければ……。

川村議長 それ、今の質疑、部長、答えられますか。

早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今の奥本議員の質問で、チェック体制はどないなってるのかということでございます。再
発防止に対するチェック体制と。今までも、私が着任してからの多面的の、この支払交付金
につきましても、当然、担当者が書類は見させていただきます。その上で管理職も二重でそ
の整合性含めてチェックをしておりますので、他の協議会の部分について、そういったこと
は起こらないということで、二重のチェック体制、担当者と管理職とのチェック体制をして
おりますので、今後こういったことは起こらないということははっきり申し上げておきたい
と考えております。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 そのチェックを、それ、やって当然のこと。私は申し上げたいのは、チェックして本当に
そのとおりされていますかというところの確認をどう徹底するかなんですよ。今回の件に関
しては、当事者として本来受け取るべき方がそれを同意されてたんかも分からんけども、そ
れは本来、この補助金の在り方としては違いますよね。だったらそこを、現場のところまで
行って、そういうふうに行われているのはそれはやっぱりおかしいですよ。ちゃんと役務
の対価として受け取るんやったら受け取ってくださいって、そこまで確認してくださいとい
うその方策をどうしますかということを探ねているんであって、チェックしますだけやっ
たら、また同じこと起こる可能性があるんじゃないですかね。

川村議長 答弁いただきますか。今の。

奥本議員 お願いします。

川村議長 早田部長。

早田産業観光部長 今回の案件というよりも、ほかの協議会についても、先ほど奥本議員がおっしゃ
いましたように、当然のように各協議会がこの報告書なり領収書を添付して、農林課のほう
に出していただいております。それは、特に役務の対価の部分ですね、軽自動車の借り上げ
であったり、そういったことも当然、領収書を含めて添付していただいた、奈良県もそう
ですけども、その報告書と領収書との整合性は二重で確認させていただいておると。それを実
際の現場に行って、役務の提供があったかないかという確認といいますかね、実際に支払わ
れているかどうかの確認までは、多分ほかの自治体も含めてされてないのではないかなと考
えております。ですので、領収書と報告書、それを各協議会が作成されたものを、うちの農
林課の職員が担当者と管理職で確認はさせていただいておるというところでございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 もう言いつ放しになりますけども、確認していただくということだけでも、少なくとも今回にあっては、同じ写真が使い回しされているということあったので、確認していれば、それも同じ写真やないかって分かったわけですから。そのところでやっぱり何で見抜けなかったかな。だからチェックのほうが、もう本当に通り一遍になってないかなというところ、危惧するところなんです。だからそのところ、具体的にそのチェックをどうする、チェックというてもいろんなやり方ありますし、基準をどこに持っていくかによって違います。細かくやっぱり確認するすがやっぱりあると思う。今回こう見過ごしてたという写真の使い回しとかなんかは、古い写真と突き合わせたら分かったことですから、そこでやっぱりおかしいなど。ほならやっぱり現場に行って確認するというのも取れたんじゃないかと。そこも具体的に今後取り組んでいっていただきたいと。これ要望しときます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ちょっと僕も厚生文教常任委員なので、ちょっと和解のことについては総務建設常任委員会で詳しくやっていただけたらいいと思います。この件で僕、最大の疑問が領収書なんですけども、僕も商売やっています、10年ぐらい商売やっていて、あんな領収書出したら光の速度で返ってくるんです。名前ない、代表者の名前ない、住所ない。誰が書いたか、僕分かんないです。誰が指示したかとかそんなもういいんですけど、これ出すところによってはもうはじかれる領収書なのに、何で受け取ったかってことなんですよ。誰が見てもあの領収書生きてないでしょう。収入印紙もないわけです。あんな領収書生きてんねやったら、ばんばん僕切りますよ。でもそれがでけへんようにチェック体制、今も奥本議員もおっしゃったけど、あると思うんですけど。今後のことって市長もおっしゃって、これからやっっていくって話なんですけども、あの領収書みたいな形状の領収書って、今もうないんですかね、ほかには。逆にどの領収書やったら断るのかなと思うんですよ。あれを受けてんねやったらね。その辺ちょっと一遍答えてほしいです。ほんで、10年20年戻れとは言いませんけども、今あの領収書出てきたら受けるのか受けへんのかもはっきりしてください、これ。あんな僕、ほんまに税理士に持ってったら、ほんま、頭おかしなっただんかって電話かかってきますよ。だからそれを今ちゃんと、ここはもうほかの和解のことについては、もう総務建設常任委員会。もういろんな意見あると思うからいいんですけど、これを今受けてて、これからもどうするということをやらんと、この領収書ばんばん出てきますよ。ちょっとその辺の見解だけお願いします。

川村議長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの杉本議員の質問、領収書の件でございますが、それにつきましては、当然のように、今回の加守の案件以外の協議会含めて、最低限、私が産業観光部に着任してからという部分については、当然のように領収書とその報告書の整合性で、印紙がなかったり、代表者の名前がないというような領収書に基づいての報告書は受け付けておらないということでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それじゃあ、ほかにはもう全然ない、絶対ないということによろしいですか。だから僕ね、今、国のほうとかでもいろいろ補助金とかやっているんですけども、全部領収書じゃもう今あかんですよ、ほぼ。もう全部銀行振り込み。その通帳出してください、じゃないと補助金最後下りひんように、そういう工夫をしたら、こんなもう誰が書いたとか、どこの人やとかそんな話にならないわけじゃないですか。振込先も全部分かるわけですし。もう令和4年ですから、もうそれぐらいのことをやっていってね、こんなことをまた繰り返してられないので、こんな領収書受け取ってたって言われて嫌でしょ、そっちもって話なので。もうその辺だけちょっとこの件に関しては、僕はもうこれ前から言いたかったんで、ちょっと皆さんね、そんなもうあんなん受け取ってるって言ったら、格好悪うてじゃないですよ、僕そんなん。どんなことって言われますわ、うちの税理士に。こんなん受け取ってんのって、そらそうですわね。領収書1つでも今気遣ってやってて、はっきり言ってこれより全部名前も住所も書いてても通らん領収書もありますから、今。それが市が受けているというのはちょっといかなもんなので、これ徹底してください。こんなこともう二度とないようにちょっとお願いして、あとはもうちょっと総務建設常任委員会でしっかりと話し合ってくださいよう、委員長これからもよろしくお願いしておきます。

以上です。

川村議長 ほかにありませんか。

横井議員。

横井議員 皆さん、もう明らかに今、ビデオが回ってテレビの中継も入っているのです。今日朝、このご本人の方とご挨拶した次第です。ところが、今おられない。そこでお聞きしたいのです。私は本人がおられないところでどうこうどうこう言うのは、そういう性格ではないのです。堂々と、威風堂々とやりたいのです。質問です。議会事務局の方。ご本人からはどういう事情で欠席しておられるのですか。教えてください。テレビが出ています、ビデオが回っています。はっきり言ってください。みんなが証人です。今日朝おられたじゃないですか。

川村議長 岩永事務局長。

岩永事務局長 議会事務局の岩永でございます。この案件につきましては、西井議員のこと、実際に事実のことでございますので、本人は除斥ということで、ここには参加することはできません。だから出ていってもらっています。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 了解しました。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

柴田議員。

柴田議員 私も厚生文教常任委員会の委員ですので、ちょっとこの場で質問させていただきたいと思えます。

まず、市民の方が住民訴訟を起こされたということで、すごくかなりの覚悟と確信を持ってされた、提訴されたということで、こういうことを私たちは重く受け止めないといけない

のかなと思っておりますが、すごく素朴な質問なんですけど、私は議員になる前に市民活動をしておりまして、市から市民活動費の補助をいただきました。そのときに報告するときに、必ず領収書をコピーして、原本だったかな、原本でしたかね、原本を提出して、それから活動の写真を添付して報告をするということで、そういうふうに報告させていただいてたんですけども、担当課は企画政策課で、結構厳しく領収書を、分からない、何かちょっと分からないような領収書をこれはなんですかというふうに聞いてこられたりして、きっちり精査されてたというふうに私は印象を受けております。ここで、何というかな、点検で気づけない事態の中に領収書の不備があったというふうに、先ほど早田部長もおっしゃったんですけども、担当課によってチェック機能というかが違う、チェック体制が違うというのは、一体どういうふうになっているのかなと。市全体でそういうちゃんとしたルールなり規制なりが設けられて、これはいないのではないかとというふうに私は感じております。その辺りはどうなっているかちょっと聞かせていただけますでしょうか。

川村議長 質疑は市政全体のことで、今回はこの和解に関しては農林課が担当ですので、そのチェック体制について特に聞いていただくと。全体のことになると、ちょっと議案からは大きく、それぞれの部署になってきますので、今回は再度、早田部長に農林課に対してのチェック体制をもう一度答弁をいただきます。

早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの柴田議員の質問に対して答弁させていただきます。先ほどから同じような形で答弁させていただくことになろうかと思いますが、私、着任させていただいて、市長からの指示もございまして、内部調査をさせていただきました。その当時の担当職員、それから担当した者にも確認させていただきました。今回のこの案件につきまして、先ほどもご答弁させていただきましたが、担当職員は、この加守地域の部分について、当時の担当課長が確認をされたものであるという報告をいただいております。先ほども申し上げましたように、1人の職員で全てをしてしまっていたと。ほかの協議会の部分については、当然担当職員、それから課長補佐なりが確認しておったんであろうと考えております。ですので、私が着任させていただいた以降、当然1人でそれを確認するということはございません。担当職員と管理職とで確認をさせていただいておるというところでございます。

以上です。

川村議長 柴田議員。

柴田議員 ということは、やっぱりチェック機能は働いてなかった、以前は働いてなかったということだと思っておりますけれども、谷原議員がおっしゃったように、当時の調査報告なり、領収書、私も実際ちょっと全然どういうものかというのが分からないので、そういうふうなちょっと議会に提出していただきたいなというふうに、要望だけなんですけどお願いしたいと思っております。後は総務建設常任委員会にお任せしたいと思います。ありがとうございます。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第49号議案につきまして、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第19、議第50号から日程第21、議第52号までの令和4年度補正予算3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

(西井議員復席)

阿古市長 ただいま議題となりました議第50号から議第52号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第50号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,303万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億219万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、民生費では、グループホームの整備に対する事業支援補助金、衛生費では、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種事業費、農林商工費では、道の駅かつらぎの観光インフォメーションの機能充実に係る経費等を追加するものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正をするものでございます。

次に、議第51号、令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,282万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,402万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、前年度決算による基金積立金と国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

最後に、議第52号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用で4,455万円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を7億6,679万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、浄水場において、浄水のカビ臭発生、減圧弁故障等による配水池使用不能により自己水の浄水供給量不足を補うため、県営水道受水費の増額を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議第50号から議第52号までの3議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号から議第52号までの3議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻については、追って連絡をいたします。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後0時35分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、梨本洪珪議員、同じく副委員長、西川善浩議員、以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、6日、7日、22日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集いただきますようお願いいたします。

なお、8日は午前9時30分から総務建設常任委員会が、9日は午前9時30分から厚生文教常任委員会が、12日は午前9時30分から予算特別委員会が、14日、15日、16日は午前9時30分から決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時37分